

# よくある質問 Q&A

## << 保険料の計算について >>

**Q1** 均等割額と所得割率は、今後も変わらないのですか？

**A1** 均等割額及び所得割率は、後期高齢者医療制度の収支状況を踏まえ、2年毎に設定されます。  
平成22年度分及び23年度分の保険料は、均等割額38,925円及び所得割率7.18%に基づいて1人ずつ算定されます。

**Q2** 年度途中で引越した場合、保険料はどうなりますか？

**A2** 【同じ市町村内で引越した場合】  
保険料は変わりません。  
【秋田県内の別の市町村に引越した場合】  
保険料は変わりませんが、引越した前月分までの保険料を引越し前の市町村で支払い、それ以降は引越し後の市町村で支払います。  
【秋田県外に引越した場合】  
引越した前月分までが秋田県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越し後の都道府県にて新たに計算されます。

**Q3** 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか？

**A3** 保険料は、被保険者の前年の所得に基づいて算出しておりますので、所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。  
1月1日時点での住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いいたします。  
所得の申告の結果、保険料を納めすぎていることが判明した場合は還付いたします。

## << 保険料の納め方について >>

**Q4** 保険料の納付書が自宅に届きました。保険料は年金から天引きされると聞いたのですが…。

**A4** 原則として、保険料の納め方は「年金からの天引き(特別徴収)」ですが、年金の受給額や後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計、年度途中の加入等の様々な条件により、「納付書等での納付(普通徴収)」となる場合があります。  
「年金からの天引き(特別徴収)」となるか「納付書等での納付(普通徴収)」となるかは、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当部署にて判断しております。

## << 保険料の軽減について >>

**Q5** 私の収入は年金のみで年間約50万円にもかかわらず、均等割額が軽減されていないのはなぜですか？

**A5** 均等割額の軽減につきましては、世帯内の被保険者及び世帯主の前年の所得に基づいて判定を行います。  
被保険者本人の所得が少なくても他の被保険者や世帯主の所得額によっては、均等割額の軽減対象とはならないことがあります。

**Q6** 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した日の前日において、職場の健康保険等の被扶養者だったのですが、保険料が軽減されていません。

**A6** 恐れ入りますが、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口までご連絡ください。軽減されていない理由を当該健康保険組合等に確認させていただきます。

**Q7** 後期高齢者医療制度に加入するまでに国民健康保険(または国民健康保険組合)の被保険者でしたが、職場の健康保険等の加入者であった方と同じような軽減はありますか？

**A7** 国民健康保険(または国民健康保険組合)に加入されていた方については、同様の軽減措置がありませんが、被保険者と世帯主の所得に応じて軽減の対象となる場合があります。

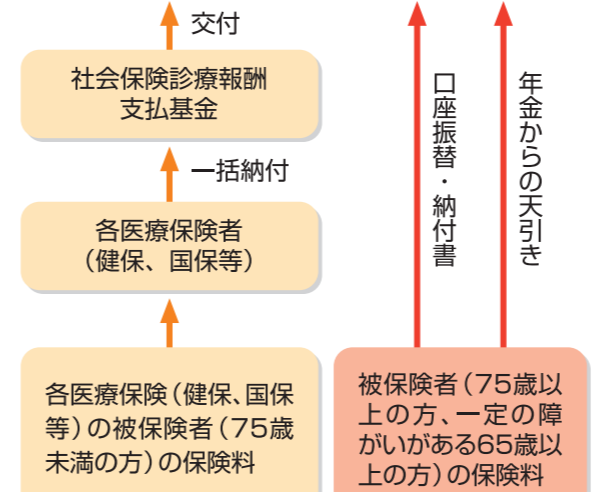
# 保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用(医療機関等で支払う患者負担分を除く)には、約5割の公費(国、県、市町村)が充てられます。また、約4割は現役世代からの支援金(若年者の保険料)でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

公費 約5割 (国、県、市町村)

現役世代からの支援金(若年者の保険料) 約4割

高齢者の保険料 約1割



# 保険料を納めていないと…

特別な事情がないにもかかわらず、納期限から1年以上保険料を納めていただけない被保険者には、通常の保険証に代わり有効期限の短い保険証が交付されることがあります。  
さらに保険料の滞納が続く場合には、有効期限の短い保険証に代わり資格証明書が交付されることもあります。  
資格証明書を使用する受診は、診療にかかる医療費を全額自己負担していただくこととなります。

## 保険料納付のご相談について…

火災等の被災や事業の休廃止あるいは長期入院等による被保険者又は生計維持者の収入の減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められた場合には保険料が減免されます。  
詳しくは、お住まいの市町村窓口でご相談ください。

お問い合わせは、  
**お住まいの市町村の担当窓口**  
または、下記までお尋ねください。  
**秋田県後期高齢者医療広域連合**  
〒010-0951  
秋田市山王四丁目2番3号 秋田市町村会館1階  
TEL 018-853-7155 (業務課)  
018-838-0610 (総務課)  
FAX 018-838-0611

\*当リーフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© (株) 社会保険出版社 古紙パルプ配合の再生紙を使用  
禁無断転載 88814

# 後期高齢者医療制度

平成22年度

# 保険料のしおり

「保険料は大切な財源です」



秋田県後期高齢者医療広域連合 (平成22年7月作成)